

交流及び共同学習・障害のある人との交流の促進について検討すべき事項(案)

1. 交流及び共同学習について

- 小・中・高等学校の各学校段階において、交流及び共同学習を推進するにあたり、何が課題となっているか。
- 上記の課題解決のため、国、都道府県、市町村、各学校等においてどのように取組むべきか。（「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」の改善点を含む。）

2. 障害のある人との交流について

- 小・中・高等学校の各学校段階において、障害のある人との交流を推進するにあたり、何が課題となっているか。
- 上記の課題解決のため、国、都道府県、市町村、各学校等においてどのように取組むべきか。

3. 交流及び共同学習のためのネットワーク形成の促進について

- 上記 1、2 の取組にあたり、福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進するために、どのような取組が考えられるか。